

会長専決事項の処理について

災害対策基本法第42条に基づく、市町防災会議からの市町地域防災計画の修正報告について、内容を確認したところ、特に、県の防災計画に矛盾・抵触するものではなかった。

兵庫県防災会議運営規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり会長専決処分を行ったので、同第2項の規定に基づき報告する。

令和7年11月4日

兵庫県防災会議 会長 斎藤 元彦

記

1 市町地域防災計画の修正についての意見に関する事項

市町名	日付	件名
加東市	令和6年12月27日	左記計画の修正に係る意見について
三木市	令和6年12月27日	左記計画の修正に係る意見について
稻美町	令和7年2月5日	左記計画の修正に係る意見について
小野市	令和7年2月25日	左記計画の修正に係る意見について
尼崎市	令和7年2月28日	左記計画の修正に係る意見について
香美町	令和7年3月4日	左記計画の修正に係る意見について
新温泉町	令和7年3月4日	左記計画の修正に係る意見について
西脇市	令和7年3月7日	左記計画の修正に係る意見について
播磨町	令和7年4月11日	左記計画の修正に係る意見について
神戸市	令和7年4月18日	左記計画の修正に係る意見について
豊岡市	令和7年5月12日	左記計画の修正に係る意見について
西宮市	令和7年5月14日	左記計画の修正に係る意見について
宍粟市	令和7年7月16日	左記計画の修正に係る意見について
明石市	令和7年7月30日	左記計画の修正に係る意見について
加東市	令和7年9月30日	左記計画の修正に係る意見について
加古川市	令和7年10月10日	左記計画の修正に係る意見について
神戸市	令和7年10月15日	左記計画の修正に係る意見について

【参考 1】災害対策基本法（抜粋）

第四十二条（市町村地域防災計画）
(略)

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

【参考 2】兵庫県防災会議運営規程（抜粋）

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは、別記の事項について専決処分することができる。

- (1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき
- (2) 軽易な事項で、すみやかな措置を要するとき

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。